

議員提出議案第 1 号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成31年3月22日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

田 口 俊 介

足 田 法 行

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、千葉県野田市で虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにも関わらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 民法の「懲戒権」が、しつけを理由に体罰などを容認する根拠にされないよう民法の懲戒権規定見直しを行うこと。“しつけに体罰は必要”という誤った認識の一掃へ、児童虐待防止法に体罰禁止規定を新設し、政府を挙げて周知徹底を行うこと。
2. 平成30年12月、児童相談所の強化と子ども家庭総合支援拠点の設置などを決めた「児童虐待防止体制を強化するプラン」を実効性あるものにするため、自治体の財政負担がないよう地方交付税を含めた必要な財源措置を講ずること。
3. 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改め、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化すること。特に市町村の要保護児童対策地域協議会を強化すること。

4. 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、転居の対応を含めて、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを早期整備すること。DV対策を担う婦人相談所・NPOなどと児童相談所が連携・協力を行うこと。児童相談所に警察職員・OBの配置と、児童相談所と警察が必要な情報をタイムリーかつ確実に共有できるシステムを構築すること。
5. 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。
6. 児童相談所全国共通ダイヤル「189」のさらなる運用の改善と広報・周知に努めること。相談しやすい虐待相談アプリの活用・開発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 2 号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成31年3月22日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

田 口 俊 介

足 田 法 行

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊婦の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処分に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。
3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、慎重かつ丁寧な議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 3 号

道路整備の促進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成31年3月22日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

荒井秀行

米村一三

景山 憲

道路整備の促進を求める意見書

境港は、2020年度に新たに「竹内南地区貨客船ターミナル」が完成する等、中海・宍道湖圏域の物流、人流の拠点として益々重要度を増している。

こうした状況の中、竹内団地から県道渡余子停車場線を経由し江島大橋に至るルートは、JR境線の踏切があること、また、渡地内の交差点がクランク状になっていることから慢性的に発生している渋滞の解消、また、津波や原子力災害時に市民の迅速な避難を可能にするためにも幹線道路の早期整備が必要になっている。よって、下記のとおり道路整備事業について強く要望する。

記

1. 県道渡余子停車場線のバイパス整備事業及びJR境線立体交差（跨線橋整備）事業の早期の実施
2. 米子・境港間高規格幹線道路整備事業の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。